

東 弁 往 来

第50回 法テラス秩父法律事務所



埼玉弁護士会会員 佐々木 翔 (65 期)

2012年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。
吉岡・辻・楠部法律事務所(現吉岡・辻総合法律事務所)にて1年間の養成を受けて、
2014年1月に埼玉弁護士会に登録換えをし、法テラス秩父法律事務所において勤務。
2016年12月末をもって任期終了。埼玉県飯能市に飯能法律事務所を立ち上げ、現在に至る。

法テラス秩父法律事務所
(埼玉県秩父市)

1. 自己紹介

65期の佐々木翔と申します。2013年1月から1年間、東京都虎ノ門所在の吉岡・辻・楠部法律事務所(現吉岡・辻総合法律事務所)において、法テラスのスタッフ弁護士としての養成を受けた後、2014年1月に埼玉県秩父市の法テラス秩父法律事務所へ赴任いたしました。

その後、法テラス秩父法律事務所での3年の任期を満了する2016年末をもって法テラスを退職し、埼玉県南部の飯能市において、新規の事務所を立ち上げ、2017年1月より業務を行っております。

1年間の東弁在籍中は、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の活動や、会派活動に参加させていただきました。秩父へ赴任してからは、委員会の行われる埼玉弁護士会まで往復で約5時間もの時間を要し、会務への参加が困難となってしまう、東弁時代、様々な会務に参加させていただいたことが、いかに貴重な経験だったかを痛感する毎日でした。その節は大変お世話になりました。

2. 秩父市の特色

私が赴任した法テラス秩父法律事務所の所在する秩父市は、埼玉県の最も西に所在する市町村です。同じく「秩父」の名称を冠する地域としては、秩父市の周囲に存在する、小鹿野町、皆野町、横瀬町、長瀨町、東秩父村の4町1村からなる秩父郡と呼ばれる地域があり、これらの地域と秩父市を合わせた範囲が、法テラス秩父法律事務所が主たる司法サービスの提供

地域として想定している地域となります。

秩父市は、埼玉県内で最も広い市町村であり、面積は約578km²となります。これに、約352km²の面積の秩父郡を合わせると、東京23区を併せた面積の約1.5倍もの広大な地域となります。この広大な地域に、秩父市に6万人強、秩父郡に約4万人、合計で10万人強の市町村民が住んでいます。

秩父市の特色といえば、なんといっても毎年12月2日、3日に開催される「秩父夜祭」でしょう。秩父夜祭は、京都の祇園祭、飛騨の高山祭と並んで、日本三大曳山祭・三大美祭に数えられる大規模な祭り行事で、2016年12月にはついに、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。池袋駅から乗り継ぎなく1時間20分程度で訪ねることが可能なアクセスの良さもあり、秩父夜祭の日の秩父は、普段からは想像もできないような賑わいを見せます。

私は、着任前も含め4年連続で事務所から秩父夜祭を観覧させていただいておりますが、百人規模の引手が、二階建ての家屋ほどの高さのある山車を曳き、坂を上っていく姿は、どなたにもぜひ一度は見たい勇壮で見応えのある情景です。

秩父地域の大きな特徴をもうひとつ挙げるとすれば、寒冷な気候でしょう。都内と比べると10度近く低いということも稀ではありません。積雪やアイスバーンに遭遇することも少なくないため、自動車の運転経験の少ない私にとっては、冬道の運転はいつまで経っても大きな悩みでした。

3. 法テラス秩父法律事務所での活動

秩父地域は、先に述べたとおり、10万人以上の人口を擁する地域ですが、稼働している弁護士は、法テラス秩父法律事務所のスタッフ弁護士が3名いるほかは、昔から秩父地域の司法サービスを一手に担ってきたださっていた弁護士が1名いるのみです。

そういった司法過疎の状況に加え、歴代のスタッフ弁護士の地道な活動の成果もあるのではないかと思います。ですが、法律相談の件数は1年間に100件近くになり、受任件数に関しても、最も多くなった任期2年目の後半には80件を超えるなど、事件数はかなり豊富であったように感じています。目の回るような忙しさのなか、目の前のひとつひとつの事件に必死に取り組むうちに、あっという間に任期の3年が過ぎ去ってしまいました。

事件の種類に関しても、法テラス秩父法律事務所は、司法過疎地域型の事務所であり、都市型事務所と異なり、受任制限はありませんので、債務整理や離婚事件などはもちろんのこと、相続関係の事件や、会社関係の事件など、いわゆる「町弁」として、幅広い案件を担当させていただくことができました。着任したばかりの頃は、養成期間が1年ですから、当然のことですが、全く経験もなく、見通しも立てられないような新しい種類の事件に数多く遭遇しましたが、法テラス内の経験豊富な弁護士への電話相談窓口を「転ばぬ先の杖」として、毎週のように利用しながら、なんとか対応していっておりました。電話相談窓口でのやり取りを通して、今まで見落としていた問題解決手法や、問題解決に向けて障害となる事情について考えが至ることも多く、組織的なバックアップ体制の存在は、法テラスの大きな魅力であると感じています。

事件以外の活動に関しましては、先に述べたとおり、会務への参加はどうしても疎かになってしまいがちでしたが、歴代のスタッフ弁護士が築いてきた地域の自治体や、社会福祉協議会、包括支援センター、病院などといった地域の福祉機関との繋がりが多く存在し、各種のケース会議や勉強会に、ときには受講者として、ときには講演者として、数多く参加させていただくことができました。私の任期中にも、新たに、福祉事務所でDV事件に関する研修を実施させていただいたり、アルコール依存症に関する自助団体であるAA（アルコールホリックアノニマス）で弁護士とAAの連携について講演させていただいたりなど、新たな連携体制



秩父夜祭の山車

を作ることもできました。こういった、地域の組織との連携活動に気兼ねなく参加できるというのは、スタッフ弁護士の大きな魅力であるように感じています。

4. 退職と今後について

私は、法テラス秩父法律事務所での3年の任期を満了するとともに、法テラスを退職することにしました。

これは、法テラス秩父法律事務所での任期の終了に際し、連携体制をとらせていただいていた地域の組織の方たちや、訴訟案件で年単位で関わってきた依頼者様などから、ありがたいことに、他の誰でもなく、私との関係を長期にわたって続けていきたくったという声を聞き、私自身、ひとつの地域に長期に定着し、地域の方々と信頼を深めることで、掘り起こすことのできる法的問題もあるのではないかと考えたことが一番の理由です。

とはいえ、法テラスの業務内容に対する未練も大いに感じております。私自身が法テラス在職中に経験した事件には、たとえば、窃盗事件について、起訴されなかった100件以上の余罪の被害者全てに連絡を取り、可能な範囲で示談を実施したという事件がありました。仮に私が法テラスにいなかったとすれば、限りある国選事件の報酬の中で、100件以上の余罪全てに関与するという決断が下せたかどうか自信がありません。事件ひとつひとつの解決に後先考えず全力を尽くすことのできる法テラスの業務内容というのは、非常に魅力的なものでした。

原稿執筆をしている2017年1月現在では、事務所を開設して間もなくで事件もほとんどなく、法テラス在職中との違いについても、未だになかなか感じられておりませんが、スタッフ弁護士の強み、一般の弁護士の強みを理解したうえで、連携を取り、お互いの強みが十分に発揮できるような活動を実施していければと考えております。